

団体名 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会

【財源の確保の仕方・方針】

予算と効果的な財源の執行

市民活動支援センターが行う事業は、市民活動の推進・支援と発展に必要な内容で計画を立て、効果的に実施していくことを基本とします。

費用対効果を意識し、目標に対し結果が伴うよう事業を実施するとともに、日々の業務でも極力無駄を省くことに努めます。

ただし、そのことは先駆的・実験的な取り組みを阻害するものではなく、市民活動支援センターが実施する調査・研究に基づき、必要に応じ取り組んでいきます。

決められた契約金額で事業を実施しながらも、必要性や緊急性が高い場合や、より効果・成果を上げるために必要な場合は、公費以外の財源を確保し積極的に活用しながら事業を展開していくべきであると考えます。

また、その時々で変化するニーズや新たな課題に対応するため、当初の計画にない事業を実施する必要がある場合もありますが、その際にも速やかに対応できるように自主財源を備えておくことが必要です。

財源確保の方法

公費以外の財源確保には、市民活動団体（個人）に求める場合、市民活動を支援する気持ちがある市民や組織から援助を受ける場合、市民活動支援センター自ら資金を得るための事業を行う場合があります。

市民活動団体（個人）からは、施設の使用料、講座等の参加費、備品機材等の使用料を求めます。その際には、活動に無理が生じない範囲での料金基準を設定します。

市民活動支援のために市民や組織から提供を受けるものとしては、使途の目的や内容を明確にしたうえでの寄付や物品の寄贈などを考えます。

市民活動支援センターが主体的に資金確保の目的で行うこととしては、情報誌やホームページを活用した企業等の広告掲載、物品の委託販売、報告書などの有償頒布、オリジナルグッズの販売、などを考えます。

その他、他の組織が主催する講座や学習会等への協力や実習生等を受け入れる際の報酬を自主財源に充てることも積極的に行っていきます。